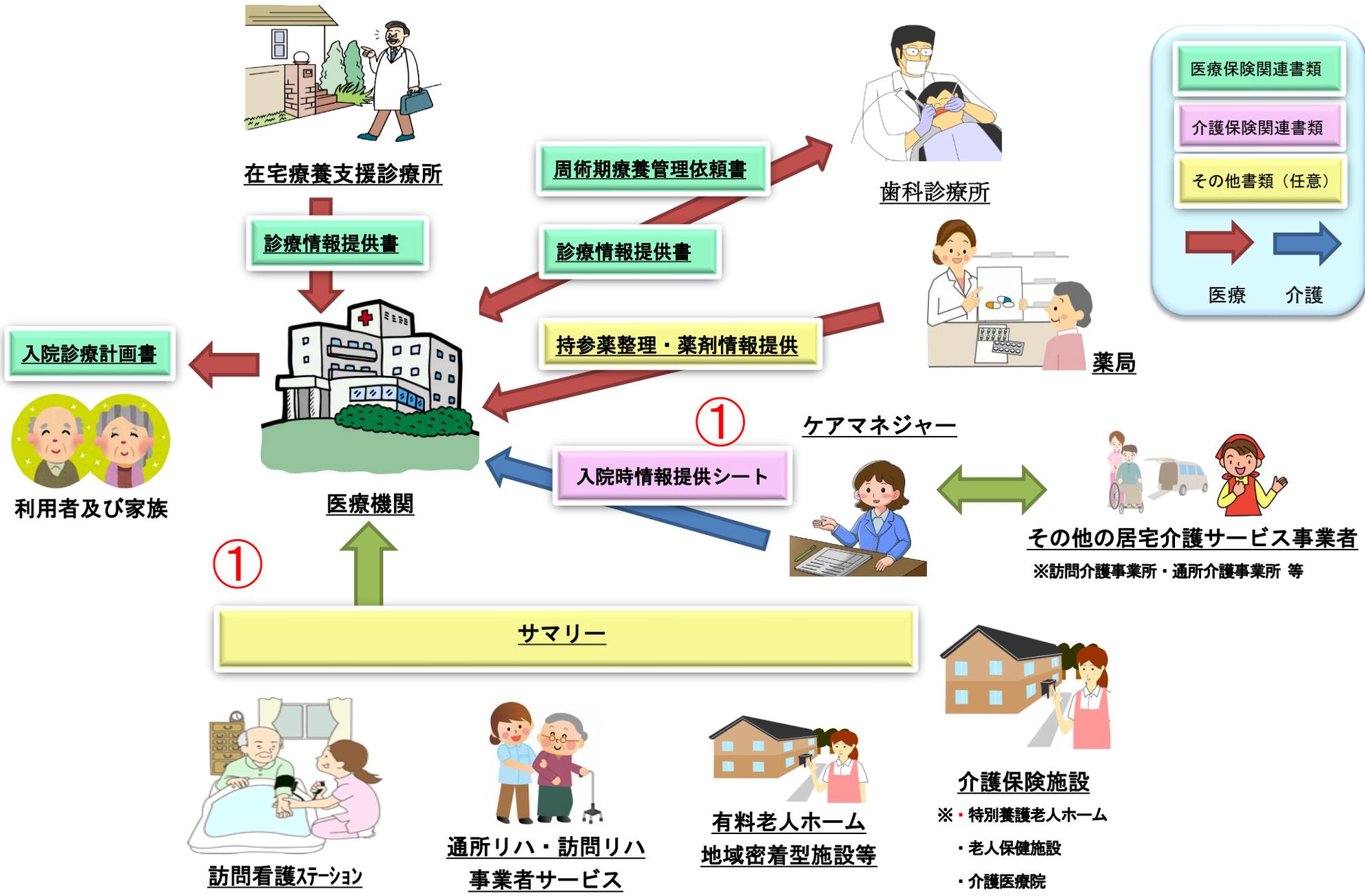
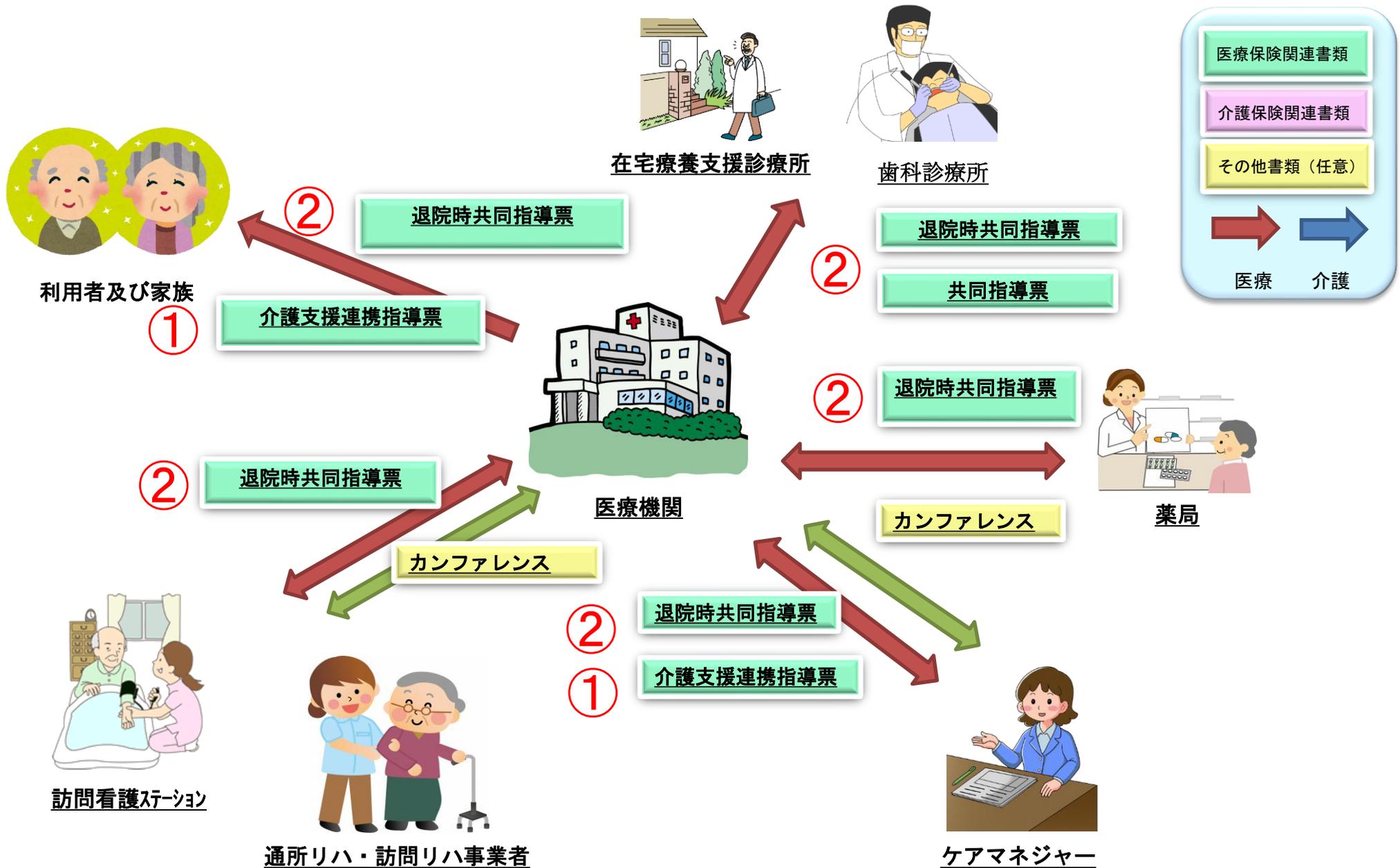


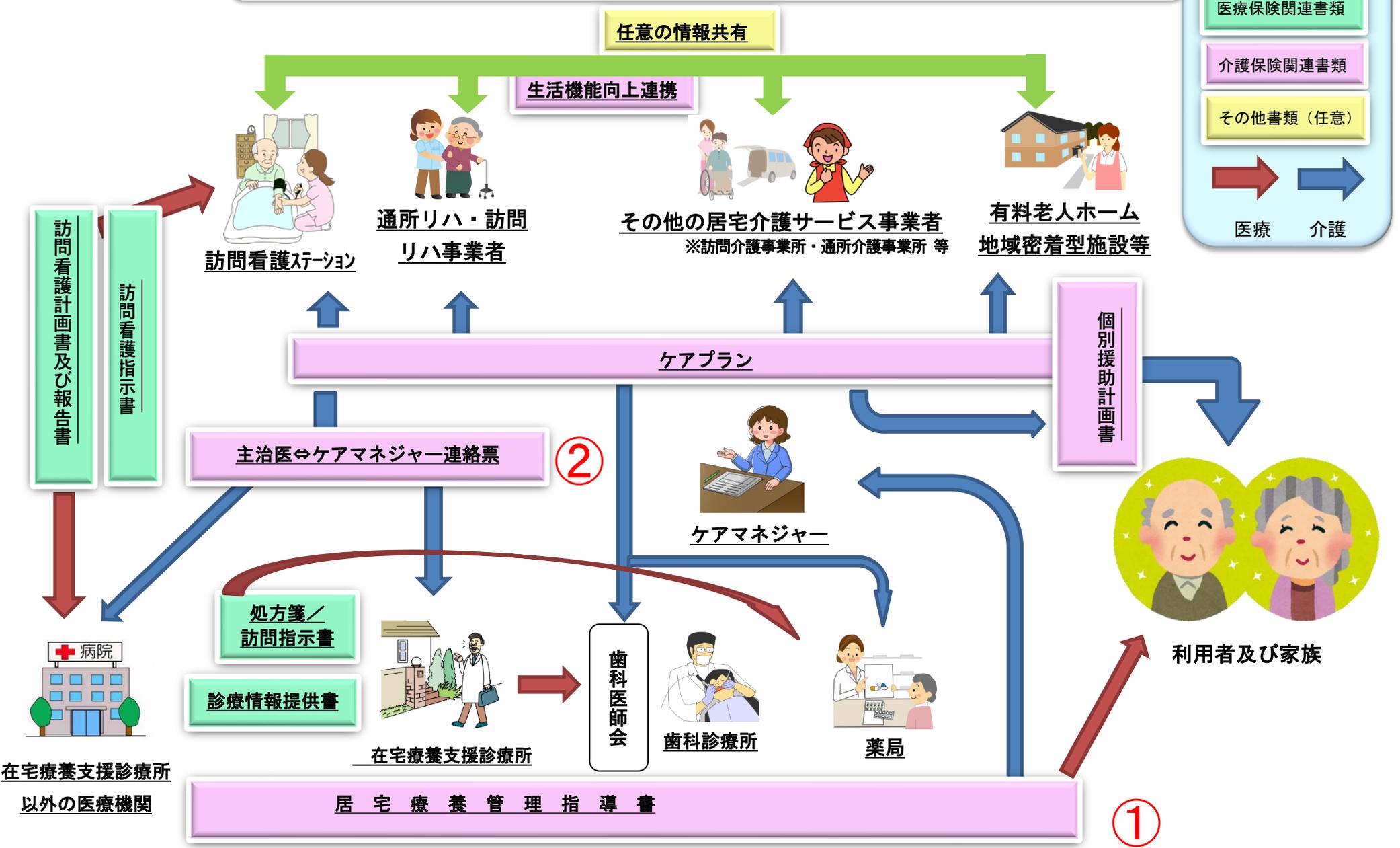
医療と介護の連携に関する情報共有フロー図 A (入院時)



医療と介護の連携に関する情報共有フロー図 B (入院中)



医療と介護の連携に関する情報共有フロー図 D (在宅生活期)



医療と介護の連携に関する書類と保険算定に関する一覧 1

令和8年3月1日更新

使用場面	書類名	保険種別	サービス及び加算名	作成者	提出先 交付先	報酬 単位	備考												
A 入院時 在宅 ↓ 病院	A-① 入院時情報提供シート	介護	入院時情報連携加算	ケアマネジャー	入院先の医療機関	I 250 II 200	Iは入院した日 ※I、IIともにFAXでも手渡しでも算定可 IIは入院した日の翌日又は翌々日												
	情報提供書						退院支援ルール不参加医療機関宛て等 ※厚労省が示した参考様式あり												
	情報提供書(サマリー)	医療	訪問看護情報提供療養費3	訪問看護師	150	入院にあたり、訪問看護にかかる情報提供（医療保険のみ）													
B 入院中 C 退院時 病院 ↓ 在宅 及び 有料老人ホーム等	退院支援情報共有シート	介護	退院・退所加算	ケアマネジャー	居宅介護支援事業所	退院・退所加算の構成 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>イ</th> <th>ロ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加算(Ⅰ)</td> <td>情報収集1回 450単位</td> <td>カンファレンス1回 600単位</td> </tr> <tr> <td>加算(Ⅱ)</td> <td>情報収集2回以上 600単位</td> <td>情報収集2回うちカンファレンス1回以上 750単位</td> </tr> <tr> <td>加算(Ⅲ)</td> <td style="border: none;"></td> <td>情報収集3回以上うちカンファレンス1回以上 900単位</td> </tr> </tbody> </table> ※カンファレンスには情報収集も含まれています。			イ	ロ	加算(Ⅰ)	情報収集1回 450単位	カンファレンス1回 600単位	加算(Ⅱ)	情報収集2回以上 600単位	情報収集2回うちカンファレンス1回以上 750単位	加算(Ⅲ)		情報収集3回以上うちカンファレンス1回以上 900単位
							イ	ロ											
加算(Ⅰ)	情報収集1回 450単位	カンファレンス1回 600単位																	
加算(Ⅱ)	情報収集2回以上 600単位	情報収集2回うちカンファレンス1回以上 750単位																	
加算(Ⅲ)		情報収集3回以上うちカンファレンス1回以上 900単位																	
B-① C-② 介護支援連携指導票	医療	介護支援連携指導料	医師及び医師の指示を受けた看護師、薬剤師、管理栄養士、PT・OT・ST、MSW等	患者及び家族へ説明	400	入院後最大2回算定可能													
	医療	退院時共同指導料1	医師、薬剤師、看護師等（在宅側）		1,500 or 900	単位の違いは在宅療養支援診療所か否か													

カンファレンスとは退院時共同指導料2の注3の要件を満たし、退院後に福祉用具貸与が見込まれる場合は必要に応じ、福祉用具専門相談員等が参加するもの

使用場面	書類名	保険種別	サービス及び加算名	作成者	提出先 交付先	報酬 単位	備考
B 入院中 C 退院時 病院 ↓ 在宅 及び 有料老人ホーム等	B - ② 退院時共同指導票 ※患者へ交付・説明	医療	退院時共同指導料 2	医師、看護師、退院支援部門等（医療機関側）	患者及び家族へ説明	400	※在宅医療機関の保険医と共同して指導実施した場合は 300 点加算 ※在宅療養を担う保険医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員若しくは 指定特定相談支援事業者等の相談支援専門員のうちいずれか 3 者以上と共同して指導を行った場合に、2,000 点を所定点数に加算する。
		医療	退院時共同指導加算	訪問看護師		8000 円 / 回	退院後初回訪問に加算 1 回 (特別な管理を必要とする利用者については 2 回)
			特別管理指導加算			2000 円 / 回	退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特定の状態にある利用者に対して、退院時共同指導を行う時に算定できる加算
			退院支援指導加算			8400 円 / 回	訪問看護ステーション等が、保険医療機関から退院する利用者に、退院日に在宅で療養上必要な指導を行うことで算定できる ※厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合
				6000 円 / 回		※上記以外	
		介護	退院時共同指導加算	訪問看護師		600	退院後初回訪問に加算 1 回 (特別な管理を必要とする利用者については 2 回)

		介護	退院時共同指導加算	訪問・通所リハビリ施設の 医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	600	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問・通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導（病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での訪問・通所リハビリテーション計画に反映させることをいう。）を行った後に、当該者に対する初回の訪問・通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。
--	--	----	-----------	--------------------------------------	-----	--

医療と介護の連携に関する書類と保険算定に関する一覧 2

令和 8 年 3 月 1 日更新

使用 場面	書類名	保険 種別	サービス 及び加算名	作成者	提出先 交付先	報酬 単位	備考
B 入院中 C 退院時 病院 ↓ 在宅 及び 有料老人 ホーム等	B - ② 退院時共同指導票 ※患者へ交付・説明	医療	介護保険リハビリテーション移行支援料	医師の指示を受けた看護師、社会福祉士等	患者及び 家族	500	ケアプランに通所リハビリテーション等に移行した場合
		医療	退院時リハビリテーション指導料	看護師、PT・OT・ST、MSW 等		300	患者への指導
		医療	退院前訪問指導料	医師及び医師の指示を受けた看護師、PT・OT・ST、MSW 等		580	最大 2 回算定可（入院中・退院日）
		医療	退院後訪問指導料	医師の指示を受けた保健師、助産師または看護師 訪問看護		580	退院後 1 か月以内につき最大 5 回まで算定可（以後打ち切り） 訪問看護ステーションの看護師若しくは在宅医療機関の看護師と同行し指導実施した場合には 1 回に限り 20 点加算
		医療	退院時薬剤情報管理指導料	薬剤師		90	退院日 1 回算定

使用場面	書類名	保険種別	サービス及び加算名	作成者	提出先 交付先	報酬 単位	備考
D 在宅生活期 在宅療養 中	D-① 居宅療養管理指導書	介護	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、 薬剤師等	ケアマネジャー	※	※担当職種で単位数が異なる
	ケアプラン	介護	通院時情報連携加算	ケアマネジャー	利用者及び家族	50	利用者の診察時に同席し、医師又は歯科 医師等へ情報提供後、医師又は歯科医師 等から必要な情報提供を受けた上で、ケ アプランに記録した場合
		介護	緊急時等居宅カンフ ァレンス加算	ケアマネジャー	利用者及び家族	200	病院・診療所の求めで医師・看護師等と 自宅にてカンファレンスを行い、必要に 応じてサービス調整を行った場合 ※当該月のサービス利用がなく 給付管 理を行わなかった場合は算定できない。
		介護	ターミナルケアマネ ジメント加算	ケアマネジャー	医療機関及びサ ービス担当者	400	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以 上居宅を訪問し、心身の状態変化を記録 した上で、関係機関へ情報提供を行った 場合
介護サー ビス導入 時	フェイスシート (情報提供書)	保険算定なし		ケアマネジャー	介護サービ ス事業者		介護サービス利用者の情報をサービス 担当者と共有するために、利用者家族よ り同意を得て作成し使用する